五　車体の軸距が二・五〇メートル以上二・八〇メートル以下であること。
六　物品積載設備の床面積が一平方メートル以上であること。
七　乗車設備（運転者席の後方にある乗車設備に限る。以下同じ。）を最大に利用した場合において、残された物品積載設備の床面積が、この場合の乗車設備の床面積より大きいこと。
八　乗車設備と物品積載設備との間に乗車人員が移動できないような完全な隔壁があること。
九　教習指導員用制動装置、教習指導員用メーター（方向指示器及び制動装置の動作状態を表示する装置並びに速度計から構成されているものをいう。）、教習指導員用車室内後写鏡、教習指導員用室外後写鏡及び標識設置装置を備えていること。

○財務省告示第九十五号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

第二項第一号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同項第二号中「控除対象配偶者及び」を「源泉控除対象配偶者及び」に、「これらの控除対象配偶者」を「当該源泉控除対象配偶者」に改める。

第三項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改める。

第四項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「（これらの」を「（当該」に改める。

別表第一の注(1)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(1)(4)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「（これらの」を「（当該」に改める。

別表第二の注(1)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(1)(4)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「（これらの」を「（当該」に改める。

別表第三の注(1)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(1)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「（これらの」を「（当該」に改める。

○財務省告示第九十六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

本文中「控除対象配偶者及び」を「源泉控除対象配偶者及び」に改め、「配偶者控除の額」の下に「若しくは配偶者特別控除の額」を加え、「同項第三十四号の二」を「同法第二条第一項第三十四号の二」に、「控除対象配偶者又は」を「同一生計配偶者又は」に、「（これらの」を「（当該」に改める。

別表第二中「配偶者控除の額」の次に「又は配偶者特別控除の額」を加える。

○財務省告示第九十七号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日以後に支出する寄附金について適用する。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

本文第一号中「第二十一条第二号に掲げる業務」の下に「（出資に関するものを除く。）」を加える。

○財務省告示第九十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日以後に支出する寄附金について適用する。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

前文中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

本文第二号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同第四号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改める。

○財務省告示第九十九号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十八年五月財務省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日以後に支出する寄附金について適用する。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

本文第二号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

○財務省告示第百号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十九年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十九年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○国税庁告示第一号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により納付受託者として指定したトヨタファイナンス株式会社から所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のように告示し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　国税庁長官　迫田　英典

トヨタファイナンス株式会社の所在地を「愛知県名古屋市西区牛島町六番一号」に改める。